

野洲駅南口周辺整備官民連携事業

基本協定書（案）

令和●年●月

野洲市

基本協定書(案)

野洲駅南口周辺整備官民連携事業（以下「本事業」という。）に関して、野洲市（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が本事業の公募要項（以下「公募要項」という。）

2. (6) ⑤における連携事業者候補として決定されたことを確認し、甲乙間において、公募要項1. (4) ③の事業協定及び事業契約（以下「本件契約」という。）の締結に向けて、甲乙双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

（事業実施の指針）

第2条 乙は公募要項に基づき乙が提出した提案書類に基づき事業を実施するものとする。

2 甲及び乙は、乙の提出した事業スケジュールにのっとり本事業が進捗するよう努めるものとする。

（協議の実施）

第3条 甲及び乙は、本件契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議を実施するものとし、本件契約の効力が生じるように最善の努力をするものとする。

2 乙は、本件契約締結のための協議に当たっては、甲の要望事項を尊重するものとする。

3 甲及び乙は、別紙記載の協議事項について協議を行うものとする。なお、別紙記載の協議事項について、協議が整わず、本件契約の全部または一部が締結されなかった場合は、第6条第1項における乙又は乙の構成企業の責めに帰すべき事由に該当しないものとする。

（本件契約の締結）

第4条 甲及び乙は、本協定締結後、前条による協議に基づき、本件契約の締結時期を令和●年●月を目途として協議を進めるものとする。ただし、甲は、本件契約の締結がなされる前に、乙が募集要項2. (5) に定める「公募への参加資格」を満たさないことが判明した場合は、本件契約の全部または一部を締結しないことができる。

(準備行為)

第5条 乙は、本件契約締結前であっても、自らの責任及び費用負担において、本事業の実施に関して必要な準備行為（公共施設の設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

(本件契約締結不調の場合の処理)

第6条 甲は、乙又は乙の構成企業の責めに帰すべき事由により本件契約の全部または一部が締結されなかった場合は、甲が本事業の事業者公募に要した費用の一部に相当する金額を、乙が甲へ違約金として支払うことを求めることができるものとする。

2 前項の場合を除き、事由の如何を問わず、甲と乙との間において本件契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定の交渉、本協定の作成、本協定の締結、実施を通じて開示を受けた相手方(本条において以下「情報開示者」という。)の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他すべての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報(以下「秘密情報」という。)を、本協定上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また、次の各号に規定する場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 乙に本事業の遂行に必要な資金を融資する金融機関に対し開示する場合
- (2) 乙及び前号に規定する者に対し、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (3) 本事業に関して甲に対し、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (4) 情報公開規程その他の法令等の適用を受ける場合

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に得た情報
- (4) 本条に規定する秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3 乙は、本事業に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令等の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

4 甲は、乙に対し、本事業に関し取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。

5 甲は、本事業に関し、乙の個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、

必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は直ちに甲の勧告に従わなければならない。

(管轄)

第8条 本協定に関連して生じる一切の紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(本協定の終了時期)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、本件契約の締結日までとする。ただし、甲が本件契約の締結に至る可能性がないと判断して乙に通知した場合には、その通知日までとする。

2 第7条及び第8条の規定の効力は、本契約の有効期間の終了後3年が経過するまで存続するものとする。ただし、前項ただし書に定める場合、甲の通知日から3年が経過するまで存続するものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が1通ずつ保有する。

〇〇〇年〇月〇日

甲

乙

協議事項

1 事業詳細計画の策定について

甲及び乙は、野洲駅南口周辺官民連携事業の整備及び管理運営に係る計画の策定に向けた協議を行うこと。

《事業詳細計画で定めることを想定する事項》

- (1) 本市及び連携事業者の役割
- (2) 事業期間
- (3) 事業資金に係る事項等
- (4) 必須機能に関するの整備・管理・運営等に係る計画（官民の費用分担等を含む）
- (5) 公共施設の整備・管理・運等に係る計画（提案のあった場合）
- (6) 民間施設の整備・管理・運等に係る計画
- (7) 事業実施に関するスケジュール
- (8) その他必要な事項

2 市有地の売却または定期借地権の設定について

甲及び乙は、乙が取得または賃貸する土地の位置、面積等に関する詳細を決定し、提案書類に示された取得金額（提示された面積等の条件に基づき算出された金額）を下限とした売買契約または定期借地契約を締結すること。ただし、提示された面積等の条件に変更が生じた場合には、取得金額を変更することができる。